2026年11月２日

各 位

会 社 名 売れるネット広告社グループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長ＣＥＯ 植木原宗平
（コード番号：9235 東証グロース）
問 合 せ 先 執 行 役 員 後藤祐弥
（TEL 092-834-5520）

大規模な第三者割当に係る株主意思確認手続きに関する再発防止策の策定について

当社は、2026 年 10 月 16 日付「『第 17 回定時株主総会招集ご通知』の一部再訂正に関するお知らせ」及び「大規模な第三者割当に係る株主意思確認手続きの取扱い及び今後の対応に関するお知らせ」においてお知らせした、第 17 回定時株主総会の第４号議案「大規模な第三者割当に係る株主意思確認の件」に関する手続き上の問題について、その発生原因の検証及び再発防止策の検討を進めてまいりました。

このたび、当社は、2026 年 10 月 31 日開催の取締役会において、再発防止策を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本件の概要

当社は、2026 年 10 月 26 日開催の第 17 回定時株主総会において、将来実施する可能性のある大規模な第三者割当による資金調達について、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程第 432 条に基づく株主意思確認を行うことを予定しておりました。

しかしながら、本議案は、具体的な発行株式数、発行価額、割当予定先その他の発行条件等が確定していない段階で包括的な株主意思確認を行う内容であり、また、東京証券取引所に対する事前相談を適切に行っていない状況において株主総会への付議手続きを進めていたことから、同規程に基づく株主意思確認手続きとしての有効性が認められないことが確認されました。

このため、当社は、本議案を法的拘束力のない勧告的決議として取り扱うこととし、招集通知の再訂正等を実施いたしました。

２．発生原因の分析

当社は、本件の発生原因について検証した結果、関係法令及び証券取引所規則に関する理解・確認が十分ではなかったことに加え、重要案件に係る社内審査体制及び取締役会における審議・監督体制が十分に機能していなかったことが根本的な原因であると認識しております。具体的には、以下の点について改善すべき課題があったと認識しております。

（１）関係法令及び証券取引所規則に関する事前確認の不足

株主総会議案の策定段階において、有価証券上場規程第 432 条の適用要件及び株主意思確認手続きとしての有効性に関する検討が十分ではありませんでした。

（２）東京証券取引所への事前相談及び外部専門家への確認手続きの不足

株主総会議案の確定に先立ち、東京証券取引所への事前相談を適切に行うための社内手続き及び外部

専門家への確認事項の整理が十分ではありませんでした。

（3）社内審査及び取締役会への報告体制の不足

重要な株主総会議案について、関係規程への適合性、外部確認の実施状況及び未解決の論点を体系的に整理し、取締役会での審議に反映させる仕組みが十分ではありませんでした。

（4）ガバナンス体制及び監督機能の不足

重要案件に関する法令及び証券取引所規則への適合性、外部機関への事前相談の実施状況並びに未解決事項等について、取締役会が十分な情報に基づき審議・監督を行うための体制が整備されておらず、管理部門による事前審査及び取締役会による牽制機能が十分に機能しておりませんでした。

3．再発防止策

当社は、上記の原因分析を踏まえ、以下の再発防止策を実施いたします。

（1）重要案件に係る事前審査制度の導入

第三者割当による資金調達、株主総会議案、定款変更、組織再編その他の重要案件について、取締役会への上程又は議案の確定に先立ち、管理部門による事前審査を実施する制度を導入いたします。

特に、第三者割当による資金調達については、希薄化率、支配株主の異動の有無、発行条件の確定状況、有価証券上場規程第 432 条の適用の有無及び株主意思確認手続きの要否等を必須確認事項とし、法令及び証券取引所規則への適合性を審査いたします。

また、重要案件については、起案部門が検討を開始した時点で管理部に報告することを義務付け、子会社に関する重要案件についても、子会社担当役員を通じて管理部へ報告する体制といたします。管理部への事前報告及び必要な確認が完了する前に、対外公表、勧誘行為又は議案確定を進めない運用といたします。

管理部門は、関係法令、証券取引所規則、必要な決議手続き、事前相談及び適時開示の要否等について、所定のチェックリストを用いて確認し、その結果を記録いたします。

（2）審査責任者及び管理責任者の明確化

重要案件の事前審査責任者を管理部責任者とし、代表取締役を当該制度の運用に係る業務執行上の最終的な管理責任者といたします。

管理部責任者は、事前審査の結果に基づき、各案件について「上程可」「条件付き上程可」「上程見合わせ」のいずれかに判定し、代表取締役が承認する運用といたします。「条件付き上程可」とする場合には、必要な確認事項及びその完了期限を明確化し、条件の解消について管理部責任者が確認のうえ、代表取締役が承認することといたします。

また、管理部責任者は、確認事項に重大な未解決事項がある場合、代表取締役及び取締役会にその内容を報告し、必要な確認が完了するまで議案確定又は実施を見合わせるよう求める運用といたします。

（3）外部機関への事前相談及び外部専門家による確認の徹底

証券取引所規則の適用又は解釈について確認を要する重要案件については、取締役会への上程及び株主総会議案の確定前の適切な時期に、東京証券取引所への事前相談を実施いたします。

また、必要に応じて弁護士その他の外部専門家の見解を取得し、確認対象となる論点、確認結果及び未解決事項を明確に記録いたします。

外部機関への事前相談については、案件の内容及び関係法令等を踏まえ、必要な確認及び修正対応に十分な期間を確保できるよう、適切な時期に実施することといたします。

特に大規模な第三者割当等、外部機関への事前相談が必要となる重要案件については、取締役会決議又は株主総会議案の確定に先立ち、外部機関と事前相談の日程を調整したうえで、必要な資料の提出及び確認を行うことといたします。

また、相談結果及び未解決事項を記録し、重要な確認事項について外部機関による確認が完了してい

ない場合には、当該事項の確認が完了するまで議案の確定又は実施を見合わせることといたします。

（4）確認未了案件の上程・実施制限

管理部門による審査において、法令又は証券取引所規則への適合性に関する重要な確認事項が未了であると判定された場合には、原則として当該案件の議案確定、招集通知の発送及び対外公表等を見合わせる運用といたします。

なお、代表取締役が「上程見合わせ」の判定を変更し、例外的に取締役会への上程を認める場合には、その理由、未解決事項及び想定されるリスクを事前に監査等委員会へ報告したうえで、取締役会に付議することといたします。また、必要な確認が完了するまでは、当該案件の実施に進まないことを徹底いたします。

（5）取締役会資料の事前配布及び最終確認

重要案件に関する取締役会資料については、事前審査チェックリスト、外部機関への相談結果、外部専門家の見解及び未解決事項等を添付し、原則として取締役会開催日の３営業日前までに全取締役へ配布する運用といたします。

当該期限までに必要な資料の準備が完了しない場合には、原則として次回以降の取締役会に上程することといたします。

また、取締役会決議後には、管理部において、招集通知、適時開示資料及び法定開示資料の内容が、取締役会決議及び関連する契約書等の内容と整合していることを最終確認いたします。

（6）確認記録及び証跡の保存

管理部門は、重要案件ごとに審査記録を作成し、チェックリスト、東京証券取引所との相談履歴、外部専門家の見解及び取締役会への報告資料等を案件単位で保存・管理いたします。

これにより、必要な確認が適切に実施されたことを事後的に検証できる体制を整備いたします。

また、各案件に係る上程可否の判定結果、代表取締役による承認記録、条件付き上程における条件の解消状況及び例外的な上程を行った場合の判断経緯についても記録し、案件単位で保存・管理いたします。

（7）内部監査及び監査等委員会による運用状況の検証

上記の再発防止策の運用状況について、内部監査担当者が四半期ごとに点検を実施し、その結果を監査等委員会に報告いたします。

監査等委員会からの指摘事項等を踏まえ、必要に応じて社内手続き及び運用方法の改善を行ってまいります。

さらに、管理部は、本制度に関する運用フロー及び適時開示に関するマニュアルについて、年１回以上の定期的な見直しを実施いたします。また、取締役及び管理部の担当者については、東京証券取引所が実施する適時開示セミナー等を年１回以上受講することとし、法令及び証券取引所規則に関する理解の向上を図ってまいります。

４．実施スケジュール

当社は、再発防止策について、以下のスケジュールにより策定及び運用を進めてまいります。

・2026 年 10 月 31 日：再発防止策及び重要案件事前審査制度の運用ルールの策定・取締役会決議
・2026 年 11 月：事前審査制度及び運用フローの運用開始
・2027 年１月：内部監査担当による初回の運用状況の検証及び監査等委員会への報告
・以後：四半期ごとの運用状況の検証、年１回以上のマニュアル見直し及び研修の実施

５．今後の対応について

当社は、今回の事案を重く受け止め、再発防止策を着実に実行するとともに、関係法令及び証券取引所規則の遵守並びに適切な情報開示体制の強化に取り組んでまいります。

また、再発防止策の運用状況を定期的に検証し、必要な改善を継続することにより、株主及び投資家の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以　上